

【長崎県】

県立中学校及び県立特別支援学校小学部・中学部における 一人一台端末の利活用に係る計画

1. 一人一台端末をはじめとする ICT 環境によって実現を目指す学びの姿

これからの時代を生きる子どもたちは、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる資質・能力を身に付けることが必要とされている。

「令和の日本型学校教育」を実現し、これらの資質・能力を育成するため、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげることが求められている。

このような中、本県では、総合計画「チェンジ&チャレンジ2025」において、ICTを活用した教育活動を通して、学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力の育成に取り組むこと、「第四期教育振興基本計画」において、一人一人に応じた最適な学びを提供することを掲げ、効果的な ICT 機器の活用の推進やデジタルを効果的に活用した授業づくり、教員の ICT 活用能力の向上に向けて取り組んでいる。また、「第二期長崎県特別支援教育推進基本計画」において、ICT活用等による特別支援教育の質の向上を掲げ、障害のある児童生徒が ICT を活用して主体的・対話的で深い学びを実現できるよう、特別支援学校の教員の ICT を活用した指導力の向上に向けて取り組んでいる。

今後、GIGA スクール構想第2期に向けて、一人一台端末をはじめとする ICT 環境によって以下のような児童生徒の学びの姿の実現を目指していきたいと考える。

(1) 個別最適な学びの実現

- ① AIドリルや電子教材の学習履歴、デジタル採点システムの分析等を活用し、一人一人の特性・学習進度・学習到達度、興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じた学習支援を受けることで、児童生徒が自己調整しながら学習を進めることができる。
- ② 特別な支援を必要とする児童生徒については、読み上げ機能や文字変換機能、視覚・聴覚支援機能、入出力支援装置等を活用し、個々の特性に応じた学習環境で、自己調整しながら学習を進めることができる。

(2) 協働的な学びの促進

一人一台端末をはじめとする ICT 環境を最大限に活用し、児童生徒がオンラインで学校や地域、国を超えて、そして、障害の有無に関わらず、交流したり学び合ったりすることができる。

(1)および(2)の学びの姿を、ICTの持つ特性を最大限生かして、一体的に充実させることにより、個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会を全ての児童生徒に保障する。

2. GIGA 第1期の総括

GIGA 第1期では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下において、児童生徒の学びを保障するため、オンライン学習等の活用が進み、学びの変容があった。

県立中学校及び県立特別支援学校小学部・中学部においては、令和2年度以降、1人1台端末及び校内無線 LAN を含む大容量通信ネットワーク、入出力支援のための周辺機器などの ICT 環境の整備を行った。これらの取り組みにより、児童生徒が1人1台端末を用いて、自らの学習課題に応じた情報収集を行うことや他者と協働して学習活動に取り組むことを容易にした。また、令和3年度から文部科学省が実施する「学びの保障・充実のための学習用デジタル教科書実証事業」に取り組み、効果的な活用方法を検討してきた。さらに、令和5年度には無線アクセスポイントの追加整備、令和6年度にはネットワークアセスメントの実施など、児童生徒の学習環境の充実に努めた。

これらと並行して、教員の指導力を高めるため、ICT 活用に関する研修や活用事例についての情報発信を行ってきた。特別支援学校においては、「第二期長崎県特別支援教育推進基本計画 第一次実施計画」に基づき、教員の ICT を活用した指導力を向上させることにより、児童生徒の障害による学習上又は生活上の困難を軽減・改善するとともに、児童生徒の持てる力（可能性）を最大限に引き出す教育の一層の充実を図ることを目的とした「特別支援学校 ICT チャレンジ&チャンス推進事業」を実施した。本事業において、特別支援学校、教育センター、教育庁が連携した系統的な研修を行うとともに、地元大学との連携を図り、各学校のニーズに応じたより専門性の高い研修を実施した。

これらの取組を通して、本県における教員の ICT 活用指導力（文部科学省：「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」）は、年々向上している。

一方で、本県においても、授業における ICT 活用の推進状況について、学校間や教員間での取組の差が生じている現状や近年の子どもたちを取り巻く ICT 環境の変化により児童生徒の ICT 利用に伴うトラブルが見られる現状もある。そのため、教員の ICT 活用指導力の更なる向上や、情報モラル教育の充実を加速することが求められる。

そこで、教員向けの各種研修を充実させ、ICT 活用指導力の向上に努めている。また、児童生徒向けの活用型情報モラル教材として「GIGA ワークブックながさき」を作成し、活用することで情報モラルを含む情報活用能力の涵養に努める。

3. 1人1台端末の利活用方策

上記、1および2の内容を踏まえ、求められる資質・能力を児童生徒が身に付けるために、1人1台端末を利活用して以下の各項目に取り組む。そのために、1人1台端末の整備・更新を適切に行い、児童生徒が日常的に端末を活用できる環境を引き続き維持する。

(1) 1人1台端末の積極的活用について

授業などのあらゆる場面において児童生徒が1人1台端末を活用して主体的に学習に取り組めるようにするために、以下の取組を行う。

- 各学校に ICT 教育推進教員を設置
- ICT 教育推進教員を対象とした研修の実施

- 教員の ICT 活用指導力向上を目指した研修の充実
- 1人1台端末利用の手引き、各種アプリケーションのマニュアルの提供
- 1人1台端末を活用した授業実践事例の提供
- 1人1台端末の利活用や不具合について相談可能な ICT 教育支援センターの運用
- 学習者用デジタル教科書の更なる活用

(2) 個別最適・協働的な学びの充実について

児童生徒が「自分で調べる場面」「自分の考えをまとめ、発表・表現する場面」「児童生徒同士や教員とやりとりする場面」「自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面」において、積極的に1人1台端末を活用することができるよう、以下の取組を行う。

- 教員の ICT 活用指導力向上を目指した専門性の高い研修の実施
- 1人1台端末利用の手引き、各種アプリケーションのマニュアルの提供
- 1人1台端末を活用した授業実践事例の提供
- デジタル採点システムにおける成績分析機能の活用

(3) 学びの保障について

児童生徒等に対し、1人1台端末をはじめとする ICT 環境を活用することで、学びの幅を広げ、学習機会を確保するため、以下の取組を行う。

- 希望する不登校児童生徒への授業配信の実施
- 希望する児童生徒への1人1台端末を活用した教育相談の実施
- 外国人児童生徒に対する1人1台端末を活用した学習活動等の支援
- 障害のある児童生徒や病気療養児等、特別な支援を要する児童生徒の実態等に応じた支援